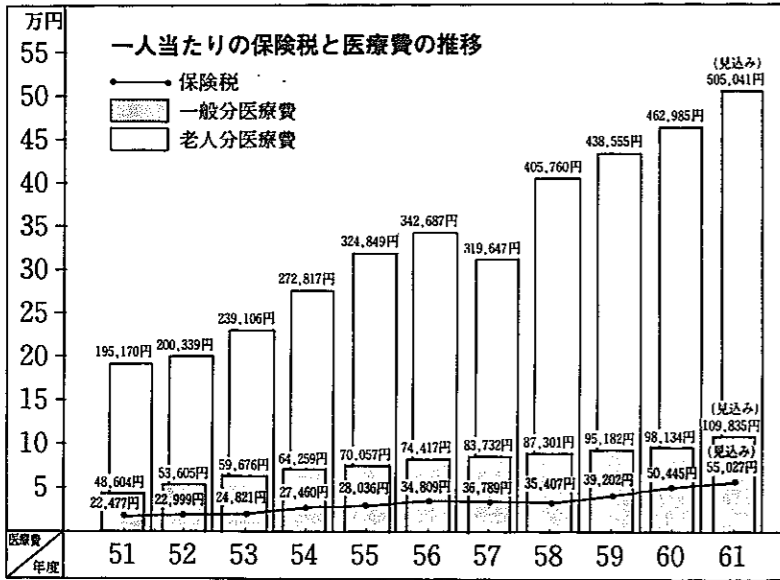


# クローズ・アップ 国保と健康

## 大黒柱のお父さん 忙しがらず、 勇気を出して

## めんどうがらず、怖がらず、 受診して、明るい家庭、白根市を



**一人の治療費で千人の集団検診ができる**

国保は、お互いに助け合うために生まれた制度です。世帯主は保険税を納め、その保険税を中心に医療費や助産費、葬祭費などが給付されます。このように保険税は、国保を運営する上で、なくてはならない制度なのです。

とかく医療費は、自分が三割負担すれば「あとは国保が出してくる」という安易な気持ちになりがちです。国保そのものが、その



毎日、健康で明るい生活を過ごすことができれば、こんなすばらしいことはありません。しかし、病気やけがなどの災難は、突然家族のたれかに降りかかってきます。国民健康保険は、こんなとき安心してお医者さんにかかれるよう、ふだんからお金（保険税）を出し合って、お互いに生活上の困難を助け合うために生まれた、私たちにとても大切な制度なのです。ここでは、もう一度「国保」について見直し、保険税と集団検診についても考えてみたいと思います。

ためにつくられた制度ですからそれでよいのですが、国保で負担するあとの七割は、ほとんどが皆さんの納めた保険税から支払われているのです。ですから、医療費が多くなればなるほど、保険税も毎年上がることになるのです。一人のガン患者の治療費で、千人分の集団検診ができるのです。後で説明する集団検診をぜひ受けてください。もし異常があったとしても、毎年一回検診を受けていれば「早期発見、早期治療」で心身ともに健康で明るい家庭が持続でき、保険税の負担も軽くなるのです。

**医療費は保険税の3倍**

六十年年度の国保加入者は、一万五千七百六十九人で、その人たちが一年間に納めた保険税額は七億九千四百九十九万円でした。逆にお医者さんに支払われた医療費は二億三億六千三百七十二万円でした。これを加入者一人当たりで見ると、保険税が約五万円、医療費が約十五万円となり、保険税の三倍の医療費がかかっていることになります。

支払われた医療費を病気に別に見るとガンや心臓病、脳卒中などの成人病による病気が多くなっています。

**お年寄りの医療費は20市中第3位**

次に六十年年度の医療費総額を、ゼロ歳から六十九歳までのいわゆる一般加入者と、七十歳以上の老人保健加入者に分けて見ると、一般加入者が十三億二千七百五十五万円、一人当たり九万八千三百三十四円、老人保健は十億三千七百五十五万円、一人当たり四十六万円となっています。

老人保健の一人当たり医療費は一般の四・七倍かかっていることがわかります。これを県内二十市と比較すると新潟、新津市について上位から三番目となっています。国の方では、お年寄りが支払う医療費の一部負担額を、引き上げの動きも見られます。

**退職者医療制度**

長年勤めた会社や役所などを退職して、現在国保に加入し、被用者年金を受けている七十歳未満の人とその扶養家族は、世帯主の届け出により「退職者医療制度」に移るようになります。

内容は、退職被保険者（退職者本人）は、入院、外来とも二割自己負担となり、その扶養家族は、入院二割負担、外来三割負担となります。

お医者さんにかかるときは、国民健康保険退職被保険者証を窓口へ提出してください。

**老人保健制度**

七十歳以上（寝たきり状態にあるお年寄りは六十五歳以上）のお年寄りの医療は、すべて老人保健法の下に運営されています。

お医者さんにかかるときは、必ず①各保険の保険証と ②健康手帳 ③医療受給者証を窓口へ提出してください。

お医者さんに支払う一部負担金は、入院の場合一日三百円を自己負担（ただし二か月を限度）し、外来の場合各医療機関の診療科ごとに、一か月四百円を自己負担（各月に初めて受診するときに、窓口で払います）することになります。

### こんなときは届け出を

内容	持参するもの
国保にはいる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>転入してきたとき：印かん・所得証明書 身分を証明するもの</li> <li>職場の健保を脱退したとき：印かん・健保の離脱証明書 身分を証明するもの</li> <li>子どもが生まれたとき：印かん・保険証・母子手帳 (助産費が支給されます)</li> <li>生活保護を受けなくなったとき：印かん・保護廃止決定通知書・身分を証明するもの</li> </ul>
国保をやめる場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>転出するとき：印かん・保険証</li> <li>職場の健保に入ったとき：印かん 国保と健保の保険証</li> <li>死亡したとき：印かん・保険証 (葬祭費が支給されます)</li> <li>生活保護を受けるようになったとき：印かん・保険証 保護開始決定通知書</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>退職者医療制度に該当したとき：印かん・年金証書・保険証</li> <li>退職者医療制度に該当しなくなったとき：印かん・保険証</li> <li>市区町村内で住所が変わったとき：印かん・保険証</li> <li>世帯主や氏名が変わったとき：印かん・保険証</li> <li>修学のため他地区に住んでいた学生で親もとに帰ってきたとき：印かん・保険証</li> <li>保険証をなくしたりよごしたりして使えなくなったとき：印かん・保険証 身分を証明するもの</li> <li>長期旅行、修学などで別個の保険証がほしいとき：印かん・保険証 在学証明書</li> </ul>

**保険税は安心料**

私たちは、いつ、どんなときも病気がけがに見舞われるかわかりません。そんなとき、お金がなくてお医者さんにかかれない状態だったら大変です。

国民健康保険制度は、そういう場合に安心してお医者さんにかかれるよう、加入者がそれぞれの収入に応じて、日ごろから保険税を出し合ひ、必要な費用に充てるという「助け合い」を目的とした制度です。

**国保に加入する人**

職場の健康保険（健康保険組合や共済組合）に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、市内に住所のある人はみんなが国保の加入者となります。ですから、未成年者や幼児、世帯主やその家族の区別なく、一人一人が被保険者（加入者）になります。

加入の手続きは、一人一人が行うのではなく、世帯ごとに世帯主がまとめて行うこととなります。加入手続きが済むと、一世帯一枚の保険証が交付されます。

ほかに、退職者医療制度に加入している人がいる場合は、もう一枚別の保険証が交付されます。

**14日以内に届け出を**

世帯主は、自分の世帯に属する加入者に次の異動があったとき、十四日以内に必ず届け出てくださいます。

加入の届け出が遅れると、保険税をさかのぼって納めてもらうだけでなく、その間にかかった医療費は全額自己負担となります。

一方、やめる届け出が遅れたため、うっかり国保で診療を受けてしまったときは、国保で負担した医療費は後で返してもらおうことになり、ご注意ください。